

令和5年8月15日執行

福島町長選挙及び福島町議会議員選挙

# 選挙公営（公費負担）に係る様式集

## 【記載例】

福島町選挙管理委員会



# 目 次

## 第1 選挙運動用自動車の使用

1 一般乗用旅客自動車運送事業者契約(ハイヤー・タクシーの借上げ)の場合	
① 選挙運動用自動車運送契約書	2
② 選挙運動用自動車使用契約届出書	3
③ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	4
④ 請求書(選挙運動用自動車の使用)	5
⑤ 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・自動車)	6
2 その他の契約(個別契約方式)による場合	
(1) 自動車の貸与者との契約による場合	
① 選挙運動用自動車車両賃借契約書	8
② 選挙運動用自動車使用契約届出書	9
③ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	10
④ 請求書(選挙運動用自動車の使用)	11
⑤ 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・自動車)	12
(2) 自動車の燃料の供給者との契約による場合	
① 選挙運動用自動車燃料供給契約書	14
② 選挙運動用自動車使用契約届出書	15
③ 選挙運動用自動車燃料代確認申請書	16
④ 選挙運動用自動車燃料代確認書	17
⑤ 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)	18
⑥ 請求書(選挙運動用自動車の使用)	19
⑦ 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・燃料代)	20
(3) 自動車の運転手との契約による場合	
① 選挙運動用自動車運転契約書	22
② 選挙運動用自動車使用契約届出書	23
③ 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)	24
④ 請求書(選挙運動用自動車の使用)	25
⑤ 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・運転手)	26

## 第2 選挙運動用ポスターの作成

1	選挙運動用ポスター作成契約書	28
2	選挙運動用ポスター作成契約届出書	29
3	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	30
4	選挙運動用ポスター作成枚数確認書	31
5	選挙運動用ポスター作成証明書	32
6	請求書（選挙運動用ポスターの作成）	33
7	請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）	34

## 参考資料

公費負担契約の印紙税法適用について	35
-------------------	----

## 第 1 選挙運動用自動車の使用

- 1 一般乗用旅客自動車運送事業者(ハイヤー、タクシーの借上げ)の場合



別記第1号様式(第2条関係)

(候補者⇒選挙管理委員会)

届出日は告示日以降の日

令和5年8月●日

福島町選挙管理委員会委員長 様

令和5年8月15日執行 福島町長選挙・福島町議会議員選挙  
候補者 戸籍名を記載

選挙運動用自動車使用契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用契約を締結したので、福島町議会議員選挙及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年福島町条例第1号)第3条の規定により届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約書と同一の内容を記載

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和5年8月●日	福島町字●●△△番地 (株) ●●●●● 代表取締役 ●●●●●	令和5年8月10日～8月14日	322,500円	1日64,500円 ×5日間

2 1に掲げる契約以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
			自動車登録番号又は車両番号	借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	年月日			年月日 ～ 年月日	円	
燃料の購入(ガソリン・軽油)	年月日			燃料供給量 <small>リットル</small>		
運転手の雇用	年月日			年月日 ～ 年月日	円	
	年月日			年月日 ～ 年月日	円	

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「自動車登録番号又は車両番号」には、「自動車の借入れ」にあっては借り入れる選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「燃料の購入」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載し、「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料の購入」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 2の「備考」欄には、契約金額の内容(契約単価、日数)を記載してください。

別記第7号様式(第5条関係)

(候補者→契約業者等→選挙管理委員会)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

証明日を記載(使用の最終日以降の日)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

令和5年8月●日

令和5年8月15日執行 福島町長選挙・福島町議会議員選挙

候補者

戸籍名を記載

記

契約書と同一の内容を記載

運送等契約区分 (該当する番号に○印をしてください)	① 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2 上記1に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	福島町字●●△△番地 (株)●●●● 代表取締役 ●●●●		
自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
小型乗用自動車 函館●●●わ●●-●●●	令和5年8月10日	64,500円	
〃	令和5年8月11日	64,500円	
〃	令和5年8月12日	64,500円	
〃	令和5年8月13日	64,500円	
〃	令和5年8月14日	64,500円	
合計		322,500円	

備考

- この証明書は、選挙運動用自動車の使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が福島町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書(選挙運動用自動車の使用)(別記第11号様式)に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、福島町に支払を請求することはできません。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については福島町に支払を請求することができません。

別記第11号様式(第6条関係)

選挙期日後の日付であること

(申請者⇒選挙管理委員会)

請求書(選挙運動用自動車の使用)

令和5年8月●日

福島町長

様

住所 福島町字●●△△番地

氏名又は名称 株●●●● 代表取締役 ●● ●● 印

(法人にあってはその代表者の氏名)

福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年福島町条例第1号)第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

公費負担限度額(322,500円)

以下であること

- 1 請求金額 322,500円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の種類 令和5年8月15日執行 福島町長選挙・福島町議会議員選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 振込先 金融機関名 ●●銀行 本店・●●支店  
フリガナ ●●●●  
口座名 ●●●●  
口座番号 (総合・当座・普通 ●●●●●●●●)

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(別記第7号様式から別記第9号様式まで)(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書(別記様式第5号様式)及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、選挙運動用自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第14条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、福島町に支払を請求することはできません。

証明書に記載された  
運送年月日を記入

請求内訳書

（乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使用年月	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
令和5年8月10日	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和5年8月11日	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和5年8月12日	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和5年8月13日	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和5年8月14日	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
	円×1台	円×1台 = 円	円	
	契約書の金額と一致 円×1台 =	円×1台 = 円	円	
合計			請求書の金額と一致 322,500円	

備考

- 「運送金額 (A)」欄には、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載してください。
- 「請求金額 (C)」欄には、運送金額 (A) 又は基準限度額 (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

## 第1 選挙運動用自動車の使用

### 2 その他の契約(個別契約方式)による場合

#### (1) 自動車の貸与者との契約による場合



別記第1号様式(第2条関係)

(候補者⇒選挙管理委員会)

届出日は告示日以降の日

令和5年8月●日

福島町選挙管理委員会委員長 様

令和5年8月15日執行 福島町長選挙・福島町議会議員選挙  
候補者 戸籍名を記載

選挙運動用自動車使用契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用契約を締結したので、福島町議会議員選挙及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年福島町条例第1号)第3条の規定により届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

契約書と同一の内容を記載

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
			自動車登録番号又は車両番号	借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和5年8月●日	福島町字●●△△番地(株)●●●●代表取締役●●●●	函館●●●●わ●●●●	令和5年8月●日～●日	80,500円	1日16,100円×5日間
燃料の購入(ガソリン・軽油)	令和5年8月●日	福島町字●●△△番地(株)●●●●代表取締役●●●●	見込額を記入		38,500円	10,154円(税込)
運転手の雇用	令和5年8月●日	福島町字●●△△番地●●●●		令和5年8月●日～●日	62,500円	1日1,500円×●日間

備考

単価契約した単価を記入

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「自動車登録番号又は車両番号」には、「自動車の借入れ」にあっては借り入れる選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「燃料の購入」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載し、「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料の購入」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 2の「備考」欄には、契約金額の内容(契約単価、日数)を記載してください。

別記第7号様式(第5条関係)

(候補者⇒契約業者等⇒選挙管理委員会)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車) **証明日を記載(使用の最終**

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。 **日以降の日)**

令和5年8月●日

令和5年8月15日執行 福島町長選挙・福島町議会議員選挙

候補者 戸籍名を記載

記

**契約書と同一の内容を記載**

運送等契約区分 (該当する番号に○印をしてください)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	② 上記1に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	福島町字●●△△番地 (株)●●●● 代表取締役 ●●●●		
自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
小型乗用自動車 函館●●●わ●●-●●●	令和5年8月10日	16,100円	
〃	令和5年8月11日	16,100円	
〃	令和5年8月12日	16,100円	
〃	令和5年8月13日	16,100円	
〃	令和5年8月14日	16,100円	
合計		80,500円	

**選挙運動用自動車として  
実際に使用した日を記載**

備考

- この証明書は、選挙運動用自動車の使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が福島町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書(選挙運動用自動車の使用)(別記第11号様式)に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、福島町に支払を請求することはできません。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については福島町に支払を請求することができません。

別記第11号様式(第6条関係)

選挙期日後の日付であること

(契約業者選挙管理委員会)

請求書(選挙運動用自動車の使用)

令和5年8月●日

福島町長

様

住所 福島町字●●△△番地

氏名又は名称 株●●●● 代表取締役 ●● ●● 印

(法人にあってはその代表者の氏名)

福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年福島町条例第1号)第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

公費負担限度額(80,500円)以下であること

- 1 請求金額 80,500円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の種類 令和5年8月15日執行 福島町長選挙・福島町議会議員選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 振込先 金融機関名 ●●銀行 本店・●●支店  
フリガナ ●●●●  
口座名 ●●●●  
口座番号 (総合・当座・普通 ●●●●●●●●)

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(別記第7号様式から別記第9号様式まで)(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書(別記様式第5号様式)及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、選挙運動用自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第14条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、福島町に支払を請求することはできません。

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約により自動車を使用した場合）

(1) 自動車の借入

証明書に記載された  
運送年月日を記入

使用年月日	借入金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
令和5年8月10日	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和5年8月11日	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和5年8月12日	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和5年8月13日	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和5年8月14日	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
	円×1台 円	円×1台 円		
	円×1台 円	円×1台 円		
合計			80,500円	

契約書の金額と一致

請求書の金額と一致

備考

- 「借入金額 (A)」欄には、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載してください。
- 「請求金額 (C)」欄には、借入金額 (A) 又は基準限度額 (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

## 第1 選挙運動用自動車の使用

2 その他の契約(個別契約方式)による場合

(2) 自動車の燃料の供給者との契約による場合



別記第1号様式(第2条関係)

(候補者→選挙管理委員会)

届出日は告示日以降の日

令和5年8月●日

福島町選挙管理委員会委員長 様

令和5年8月15日執行 福島町長選挙・福島町議会議員選挙

候補者 戸籍名を記載

選挙運動用自動車使用契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用契約を締結したので、福島町議会議員選挙及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年福島町条例第1号)第3条の規定により届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

契約書と同一の内容を記載

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
			自動車登録番号又は車両番号	借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和5年8月●日	福島町字●●△△番地 (株) ●●●●●● 代表取締役●●●●●●	函館●●●● ●わ●● ●-●●	令和5年8月●日～●日	80,500円	1日 16,100円 ×5日間
燃料の購入(ガソリン・軽油)	令和5年8月●日	福島町字●●△△番地 (株) ●●●●●● 代表取締役●●●●●●	見込額を記入		38,500円	1日 10,154円 (税込)
運転手の雇用	令和5年8月●日	福島町字●●△△番地 ●●●●●●		令和5年8月●日～●日	62,500円	1日 12,500円 ×5日間

備考

単価契約した単価を記入

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「自動車登録番号又は車両番号」には、「自動車の借入れ」にあっては借り入れる選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「燃料の購入」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載し、「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料の購入」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 2の「備考」欄には、契約金額の内容(契約単価、日数)を記載してください。

別記第 3 号様式(第3条関係)

(候補者→選挙管理委員会)

令和 5 年 8 月 ● 日

福島町選挙管理委員会委員長 様

令和 5 年 8 月 1 5 日 執行 福島町長選挙・福島町議会議員選挙

候補者 戸籍名を記載

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車の燃料代につき、福島町議会議員選挙及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和 3 年福島町条例第 1 号) 第 4 条第 2 号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

契約年月日	令和 5 年 8 月 ● 日
契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	福島町字 ●●△△番地 (株) ●●●● 代表取締役 ●●●●
燃料の種類	ガソリン ・ 軽油
燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	函館 ●●● わ ●●●-●●●
確認申請金額	8, 0 0 0 円

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累計金額(A)	7, 0 0 0 円	7, 0 0 0 円
今回の購入金額(B)	8, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円
燃料代計 (A)+(B)	1 5, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円
備考		

備考

- この申請書は、選挙運動用自動車燃料代を公費負担として公費負担を受けるためのものです。
- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に提出してください。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、選挙運動用自動車使用契約届出書(別記第 1 号様式)に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累計金額(A)」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

燃料の購入金額を記載

購入金額のうち、公費負担額を受ける金額を記載を記載

別記第5号様式(第3条関係)

(選挙管理委員会⇒候補者⇒契約業者)

確認番号第●●号

選挙運動用自動車燃料代確認書

福島町議会議員選挙及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年福島町条例第1号）第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車の燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。

福 選 号

令和5年●月●日

福島町選挙管理委員会委員長 丁子谷 雅男 印

記

選挙の種類	令和5年8月15日執行 福島町長選挙・福島町議会 議員選挙
候補者の氏名	●● ●●
燃料の種類	ガソリン ・ 軽油
燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	函館●●● わ ●●-●●
確認金額	8,000円

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載されている選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 2 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払を請求する場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（別記第8号様式）とともにこの確認書を請求書（選挙運動用自動車の使用）（別記第11号様式）に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、福島町に支払を請求することができません。

別記第 8 号様式(第5条関係)

証明日を記載(使用の最終日以降の日)

(候補者⇒契約業者⇒選挙管理委員会)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり選挙運動用自動車の燃料の供給を受けたことを証明します。

令和5年●月●日

令和5年8月15日執行 福島町長選挙・福島町議会議員選挙

候補者 戸籍名を記載

記

契約書と同一の内容を記載

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって		知内町字●●△△番地 (株)●●●● 代表取締役 ●● ●●		
燃料供給年月日	自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和5年8月10日	函館●●わ●●-●●	20 <sup>リットル</sup>	3,080円	
令和5年8月11日	函館●●わ●●-●●	15 <sup>リットル</sup>	2,310円	
令和5年8月12日	函館●●わ●●-●●	35 <sup>リットル</sup>	5,390円	
令和5年8月13日	函館●●わ●●-●●	35 <sup>リットル</sup>	5,390円	
令和5年8月14日	函館●●わ●●-●●	10 <sup>リットル</sup>	1,540円	
合計		115 <sup>リットル</sup>	17,710円	
契約単価(税込)			154円	

備考

- この証明書は、選挙運動用自動車の燃料の供給の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添付のうえ、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車契約届出書(別記第1号様式)に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「自動車登録番号又は車両番号」、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」欄には、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 「合計」欄には「燃料供給量」及び「燃料供給金額」の合計、「契約単価(税込)」欄には選挙運動用自動車契約届出書(別記第1号様式)の2の備考欄に記載された契約単価をそれぞれ記載してください。
- 燃料供給業者が福島町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書(選挙運動用自動車の使用)(別記第11号様式)に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、福島町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された選挙運動用自動車燃料代確認書(別記第5号様式)に記載された金額までです。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

別記第11号様式(第6条関係)

選挙期日後の日付であること

(契約業、選挙管理委員会)

請求書(選挙運動用自動車の使用)

令和5年8月●日

福島町長

様

住所 福島町字●●△△番地

氏名又は名称 (株)●●●● 代表取締役 ●● ●● 印

(法人にあってはその代表者の氏名)

福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年福島町条例第1号)第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

公費負担限度額(38,500円)  
以下であること

- |          |   |
|----------|---|
| 1 請求金額   | 17,710円   |
| 2 内 訳    | 別紙請求内訳書のとおり   |
| 3 選挙の種類  | 令和5年8月15日執行 福島町長選挙・福島町議会議員選挙  |
| 4 候補者の氏名 | 戸籍名を記載  |
| 5 振込先    | 金融機関名 ●●銀行 本店・●●支店<br>フリガナ ●●●●<br>口座名 ●●●●<br>口座番号 (総合・当座・普通 ●●●●●●●●) |

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(別記第7号様式から別記第9号様式まで)(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書(別記様式第5号様式)及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、選挙運動用自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第14条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、福島町に支払を請求することはできません。

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約により自動車を使用した場合）

(2) 燃料代

契約書と同一の内容を記載すること

販売年月日	自動車登録番号 又は車両番号	販売金額(A)	基準限度額(B)	請求金額(C)	備考
令和5年 8月10日	函館●●わ●●-●●	= 154円×20 <sup>リットル</sup> 3,080円			
令和5年 8月11日	函館●●わ●●-●●	= 154円×15 <sup>リットル</sup> 2,310円			
令和5年 8月12日	函館●●わ●●-●●	= 154円×35 <sup>リットル</sup> 5,390円			
令和5年 8月13日	函館●●わ●●-●●	= 154円×35 <sup>リットル</sup> 5,390円			
令和5年 8月14日	函館●●わ●●-●●	= 154円×10 <sup>リットル</sup> 1,540円			
		= 円× <sup>リットル</sup> 円			
		= 円× <sup>リットル</sup> 円			
		= 円× <sup>リットル</sup> 円			
合計		17,710円	38,500円	17,710円	

選挙運動用自動車使用証明書に記載された燃料供給年月日を記載

請求書の金額と一致

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、福島町選挙管理委員会が交付した選挙運動用自動車燃料代確認書（別記第5号様式）に記載されている選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 2 「自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車使用契約届出書（別記様式第1号）に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「自動車登録番号又は車両番号」及び「販売金額（A）」欄には、燃料を販売した日ごとに記載してください。
- 4 「基準限度額（B）」欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書（別記第5号様式）に記載された確認金額を記載してください。
- 5 「請求金額（C）」欄には、販売金額（A）の合計欄又は基準限度額（B）の合計欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

## 第1 選挙運動用自動車の使用

2 その他の契約(個別契約方式)による場合

(3) 自動車の運転手との契約による場合



別記第1号様式(第2条関係)

(候補者⇒選挙管理委員会)

届出日は告示日以降の日

令和5年8月●日

福島町選挙管理委員会委員長 様

令和5年8月15日執行 福島町長選挙・福島町議会議員選挙  
候補者 戸籍名を記載

選挙運動用自動車使用契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用契約を締結したので、福島町議会議員選挙及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年福島町条例第1号)第3条の規定により届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

契約書と同一の内容を記載

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
			自動車登録番号又は車両番号	借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和5年8月●日	福島町字●●△△番地(株)●●●●代表取締役●●●●	函館●●●●わ●●●●	令和5年8月●日～●日	80,500円	1日16,100円×5日間
燃料の購入(ガソリン・軽油)	令和5年8月●日	福島町字●●△△番地(株)●●●●代表取締役●●●●	見込額を記入		38,500円	1日10,154円(税込)
運転手の雇用	令和5年8月●日	福島町字●●△△番地●●●●		令和5年8月●日～●日	62,500円	1日12,500円×5日間

備考

単価契約した単価を記入

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「自動車登録番号又は車両番号」には、「自動車の借入れ」にあっては借り入れる選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「燃料の購入」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載し、「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「燃料の購入」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 2の「備考」欄には、契約金額の内容(契約単価、日数)を記載してください。

別記第9号様式(第5条関係)

(候補者⇒運転手⇒選挙管理委員会)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

証明日を記載(使用の最終日以降の日)

次のとおり選挙運動用自動車の運転手を雇用したことを証明します。

令和5年8月●日

令和5年8月15日執行 福島町長選挙・福島町議会議員選挙  
候補者 戸籍名を記載

契約書と同一の内容を記載

記

運転手の住所及び氏名	松前郡松前町字●●△△番地△△ ●● ●●	
雇用年月日	報酬の額	備考
令和5年 8月10日	12,500円	選挙運動用自動車の運転業務に従事させた年月日及び報酬の額を日ごとに記載
令和5年 8月11日	12,500円	
令和5年 8月12日	12,500円	
令和5年 8月13日	12,500円	
令和5年 8月14日	12,500円	
合計	62,500円	

備考

- 1 この証明書は、選挙運動用自動車の運転手の雇用実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が福島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書(選挙運動用自動車の使用)(別記第11号様式)に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、福島町に支払を請求することができません。
- 4 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 5 候補者が指定した運転手以外の運転手は、福島町に支払を請求することができません。

別記第11号様式(第6条関係)

選挙期日後の日付であること

(契約業、選挙管理委員会)

請求書(選挙運動用自動車の使用)

令和5年8月●日

福島町長

様

住所 福島町字●●△△番地

氏名又は名称 (株)●●●● 代表取締役 ●● ●● 印

(法人にあってはその代表者の氏名)

福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年福島町条例第1号)第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

公費負担限度額(62,500円)  
以下であること

- |          |   |
|----------|---|
| 1 請求金額   | 62,500円   |
| 2 内 訳    | 別紙請求内訳書のとおり   |
| 3 選挙の種類  | 令和5年8月15日執行 福島町長選挙・福島町議会議員選挙  |
| 4 候補者の氏名 | 戸籍名を記載  |
| 5 振込先    | 金融機関名 ●●銀行 本店・●●支店<br>フリガナ ●●●●<br>口座名 ●●●●<br>口座番号 (総合・当座・普通 ●●●●●●●●) |

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(別記第7号様式から別記第9号様式まで)(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書(別記様式第5号様式)及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、選挙運動用自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第14条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、福島町に支払を請求することはできません。

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約により自動車を使用した場合）

(3) 運転手

雇用年月日	報酬 (A)	基準限度額 (B)	請求金額(C)	備考
令和5年8月10日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和5年8月11日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和5年8月12日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和5年8月13日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和5年8月14日	12,500円	12,500円	12,500円	
	円	円	円	
	円	円	円	
計			62,500円	

備考

1 「請求金額 (C)」欄には、報酬 (A) または基準限度額 (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求書の請求額と一致

選挙運動用自動車使用証明書  
に記載された雇用年月日・報酬額を記入

## 第2 選挙運動用ポスターの作成

# 選挙運動用ポスター作成契約書

福島町（長・議会議員）選挙候補者 戸籍名を記載（以下「甲」という。）と 法人の名称（個人の場合は個人名）（以下「乙」という。）は、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター 法令規格
- 2 規格 長さ42cm×幅30cm
- 3 数量 50 枚
- 4 契約金額 金 158,650 円（消費税及び地方消費税を含む） 上限枚数（掲示場数×1.3）  
（内訳）単価 3,173 円× 50 枚

5 納入期限 令和 5 年 8 月 ● 日

公費限度額は 3,173 円  
消費税を含めた額

6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額は、甲が乙に供託する供託物の公費限度額に第93条の規定により福島町に帰属することにより、乙は、福島町議会議員及び福島町長及び福島町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行い、甲が乙に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により福島町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額を速やかに支払うものとする。

告示日前でも可能だが、契約日以降となることに注意

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

契約は告示日前でも可能

令和 5 年 8 月 ● 日

住所、氏名は候補者届出書と一致	甲	福島町（長・議会議員）選挙候補者	
		住所	<u>松前郡福島町字●●△△番地△△</u>
		氏名	<u>戸籍名を記載</u> 印
	乙	住所（所在地）	<u>松前郡福島町字●●△△番地△△</u>
		名称	<u>法人の名称（個人の場合は個人名）</u>
		代表者氏名	<u>●● ●●</u> 印

法人の場合は代表者印、個人の場合は個人印

別記第2号様式(第2条関係)

(候補者⇒選挙管理委員会)

届出日を記載(告示日以降の日付)

令和5年8月●日

福島町選挙管理委員会委員長 様

令和5年8月15日執行 福島町長選挙・福島町議会議員選挙  
候補者 戸籍名を記載

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので、福島町議会議員選挙及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年福島町条例第1号)第7条の規定により届け出ます。

記

契約書と同一の内容を記載

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当たり単価	
令和5年8月●日	福島町字●●△△番地 (株) ●●●●● 代表取締役 ●● ●●	50 枚	158,650 円	3,173 円	

備考 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

別記第4号様式(第3条関係)

(候補者⇒選挙管理委員会)

令和5年8月●日

福島町選挙管理委員会委員長 様

届出日は告示日以降の日

令和5年8月15日執行 福島町長選挙・福島町議会議員選挙  
候補者 戸籍名を記載

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、福島町議会議員選挙及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年福島町条例第1号）第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

契約年月日	令和 5年 8月 ●日
契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	福島町字●●△△番地 (株)●●●●● 代表取締役 ●●●●●
確認申請枚数	枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	0枚	0枚
今回の枚数(B)	50枚	50枚
枚数計 (A)+(B)	50枚	50枚
備考	50枚	枚

備考

- 1 この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ポスターの作成業者ごとに別々に提出してください。
- 3 「前回までの累計枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

別記第6号様式(第3条関係)

(選挙管理委員会⇒候補者⇒契約業者)

確認番号第●●号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

福島町議会議員選挙及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年福島町条例第1号）第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスターの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

(福 選 号

令和5年●月●日

福島町選挙管理委員会委員長 丁子谷 雅男 印

記

選挙の種類	令和5年8月15日執行 福島町長選挙・福島町議会議員選挙
候補者の氏名	●● ●●
確認枚数	50 枚

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載されている確認枚数に係る選挙運動用ポスターの作成費用に限られています。
- 2 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払を請求する場合には、選挙運動用ポスター作成証明書（別記第10号様式）とともにこの確認書を請求書（選挙運動用ポスターの作成）（別記第12号様式）に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、福島町に支払を請求することができません。

別記第10号様式(第5条関係)

(候補者⇒契約業者⇒選挙管理委員会)

選挙運動用ポスター作成証明書

契約の履行後（納品後）  
の日付であること

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したことを証明します。

令和5年8月●日

令和5年8月15日執行 福島町長選挙・福島町議会議員選挙  
候補者 戸籍名を記載

契約書と同一の内容を記載

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	福島町字●●△△番地 (株) ●●●● 代表取締役 ●● ●●
作成枚数	実際に作成したポスターの枚数及び金額を記載 50枚
作成金額	158,650円
当該選挙におけるポスター掲示場数	38箇所

備考

- 1 この証明書は、選挙運動用ポスターの作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が福島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書（選挙運動用ポスターの作成）（別記第12号様式）に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、福島町に支払を請求することはできません。
- 4 「作成金額」欄には、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載してください。

別記第12号様式(第6条関係)

(契約業者⇒選挙管理委員会)

請求書 (選挙運動用ポスターの作成)

選挙期日後の日付であること

令和5年8月●日

福島町長

様

住 所 福島町字●●△△番地

氏名又は名称 株●●●● 代表取締役 ●● ●● 印

(法人にあってはその代表者の氏名)

福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年福島町条例第1号)第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額

158,650 円

公費負担限度額(158,650円)  
以下であること

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 選挙の種類

令和5年8月15日執行 福島町長選挙・福島町議会議員選挙

4 候補者の氏名

戸籍名を記載

5 振込先

金融機関名 ●●銀行 本店・●●支店

フリガナ ●●●●

口座名 ●●●●

口座番号 (総合・当座・普通 ●●●●●●●●)

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、福島町選管管理委員会が交付した選挙運動用ポスター作成枚数確認書(別記第6号様式)に記載されている確認枚数に係る選挙運動用ポスター作成費用に限られています。
- 2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書(別記第6号様式)及び選挙運動用ポスター作成証明書(別記第10号様式)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、福島町に支払を請求することはできません。
- 4 この請求書には、作成したポスターの見本1枚を添付してください。

請求内訳書

当該選挙におけるポスター掲示場数	印刷金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H = I$	
箇所 3 8	円 4,000	枚 60	円 240,000	円 3,173	枚 50	円 158,650	円 3,173	枚 50	円 158,650	

備考

- 1 「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄には、選挙運動用ポスター作成証明書（別記第10号様式）に記載されている掲示場数を記載してください。
- 2 「印刷金額」欄には、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載してください。
- 3 E欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書（別記第6号様式）に記載されている確認枚数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

参考資料

○ 公費負担契約の印紙税法適用について

	一般運送契約 (ハイヤー・タクシー方式)		印紙税法別表第 1 1 - 4 運送に関する契約書 ・ 1 万円以上 10 万円以下のもの 200 円 ・ 10 万円超～50 万円以下 400 円 ・ 50 万円超～100 万円以下 1,000 円
選挙運動用 自動車	その他の契約 (個別契約方式)	自動車借入	物品の貸し借りは印紙税法の対象外
		燃料供給	単価契約は 3 ヶ月以内は印紙税法の対象外
		運転手雇用	雇用契約であれば印紙税法の対象外 ただし、運転手が運送業の個人事業主であれば、上記「印紙税法別表第 1 1 - 4 運送に関する契約書」に該当する
ポスターの作成			印紙税法別表第 1 2 請負に関する契約書 ・ 1 万円以上 100 万円以下のもの 200 円